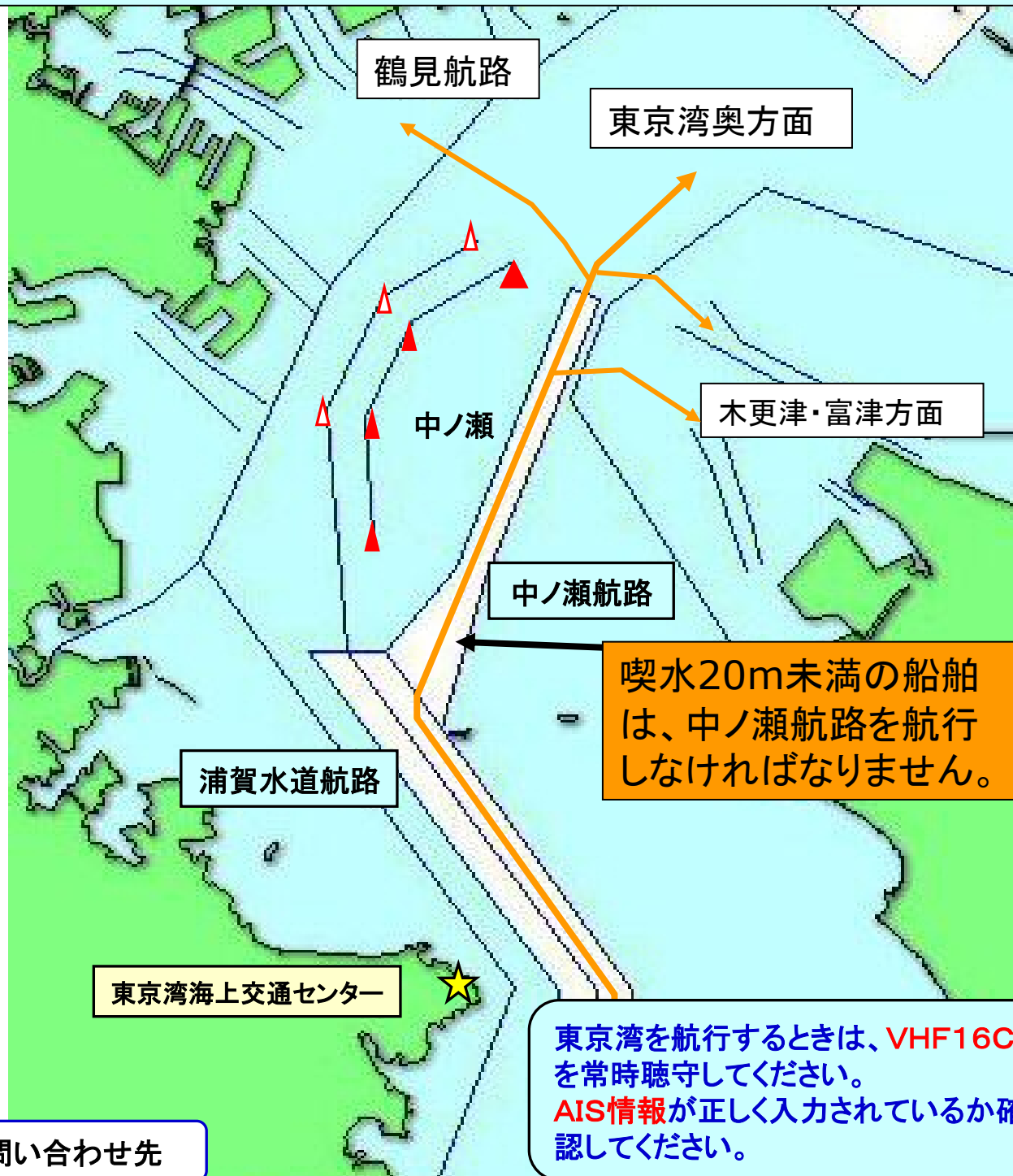


中ノ瀬航路の航路航行義務の基準が変更されました

変更 平成21年1月1日

中ノ瀬航路の水深が23mに増深されたことから、東京湾奥(鶴見航路以北)向け航行する船舶の中で、航路航行義務が免除される船舶の喫水を**17m以上から20m以上**に変更されました。



問い合わせ先

第三管区海上保安本部 交通部安全課
Tel 045-211-1118(代)
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>

東京湾海上交通センター
Tel 046-842-0118(代)
<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

東京湾を航行するときは、VHF16CH
を常時聴守してください。
AIS情報が正しく入力されているか確
認してください。